『知らない』では 済まされない! 税制改正と相続対策・生前贈与対策のポイント (アイン) (red) (

今年1月29日に、『平成25年度税制改正大綱』が閣議決定されました。

今回の改正には、相続税・贈与税の大きな改正が含まれおり、基礎控除の引き下げにより、今まで対象とならなかった方が課税対象となり、最高税率が50%から55%に上がり税率構造にも改正があり、増税感は強いものです。一方、減税面では小規模宅地の特例の要件が大幅に緩和されたり、子や孫への教育資金であれば一人1,500万円まで非課税で贈与できたりする改正が盛り込まれています。

本セミナーでは、相続税・贈与税の税制改正の内容を具体的に解説するとともに、上手な活用方法等を説明いたしますので、早く情報をキャッチしていただき、今後の会社経営とライフプランに生かしていただければと思います。

【講師のご紹介】 中 里 隆 重 氏 (税理士 中里会計事務所 所長)

1987年税理士登録。 税務会計の分野に留まらず、 各種専門分野とのネットワークを駆使し、中小企業の抱え る悩み(相続対策、資金調 達、事業承継)の解決に向け て積極的に取り組む姿勢が、

多くの経営者から信頼を得ている。明快で単刀直 入な語り口が好評。

面倒くさいとか、照れくさいとかで、 相続問題から逃げないで!



日 時 平成25年4月23日(火)午後2時~4時

会 場 練馬産業会館 2階講堂(練馬区豊玉上2-23-10)

主 催 (社)練馬産業連合会

講 師 税理士 中里 隆重 氏 (中里会計事務所)

申 込 下記の申込書でお申込みください

申込締切 平成25年4月19日(金) 問合せ先 産連事務局 (3991)0530

参加費 無料!

「こんなに変わった!相続税・贈与税」セミナー 申込書 ………………

事業所名						
所在地	〒		TEL FAX	()	
参加者氏名		参加者氏名				

【申込先】 練馬産業連合会 FAX:3994-8008 TEL:3991-0530